

平城右京団地自治会会則

第1章 総 則

第1条 (名称、事務所)

本会は平城右京団地自治会と称し、事務所を奈良市右京五丁目9番地当団地内に置く。

第2条 (会の構成)

本会は当団地内に居住する世帯をもって構成する。

第3条 (目的)

本会は会員相互の親睦を深め、暮らしを守り、生活環境を良くして、明るく文化的な生活を築くことを目的とする。

第4条 (活動)

前条の目的を達成するため次のような活動を行う。

- ①会員の親睦と相互扶助に関すること。
- ②会員の保健、衛生、文化及び教養の増進に関すること。
- ③会員の生活向上に関すること。
- ④本会の目的達成のためのその他の問題に関すること。

第5条 (性格)

本会は自主的、民主的団体であり、特定の個人、政党、団体等に利益を与えることはなく、また干渉されることもない。

第2章 会 議

第6条 (会議の種類)

本会に次の会議を置く。

- ①役員会 ②総会

第7条 (役員会)

1. 役員会は会計監査を除く役員をもって構成する。
2. 役員会は次の事項を検討する。
 - ①本会の活動の実行方針及び方法に関すること。
 - ②予算その他の重要事項の原案作成に関すること。
 - ③その他緊急を要すること。
3. 役員会は2ヶ月に1回以上開催することとし、会長が召集する。
4. 会員による役員会の傍聴はいつでも出来るものとする。

第8条 (総会)

1. 総会は会員をもって構成する。
2. 総会は会則の改正を始めとし、重要事項を審議決定する。
3. 総会は定期総会と臨時総会があり、会長が召集する。

第9条 (定期総会)

定期総会は毎年4月に開催することとし、少なくとも次の事項を審議する。

- ①前年度の活動報告
- ②前年度の決算報告
- ③新役員の選出
- ④新年度の活動方針
- ⑤新年度の予算承認

第10条 (臨時総会)

臨時総会は会員の5分の1以上の要請があったとき、又は会長が必要と認め、役員会の承認を得たとき開催しなければならない。

第11条 (会議と報告)

1. 会議は構成員の過半数の出席（委任状を含む）で成立し、会則の改正は出席者の3分の2以上の同意を必要とし、その他の議案の決定は、出席者の過半数の同意を必要とする。
2. 会議の議長は、出席者の中から選出し進行を掌る。
3. 会議の決定事項は、原則として全会員に報告する。

第3章 役員・棟連絡員

第12条（役員とその任務）

本会に次の役員を置く。

- ①会長 1名 本会を代表し、会務を行う。
- ②副会長 若干名 会長を補佐し、会長事故ある時はこれを代理する。
- ③事務局 若干名 広報・庶務を行う。
- ④会計 2名 会計事務を行う。
- ⑤幹事 若干名 専門部等の活動を行う。
- ⑥会計監査 2名 会計監査を行う。

第13条（役員の選出・任期）

- 1. 役員は総会において選出し、その任期は1年とする。但し再任は妨げない。
- 2. 年度途中に役員の欠員が生じた場合は、役員会で選任して補充する。補充役員の任期は前任者の残りの任期とする。

第14条（棟連絡員）

- 1. 当団地の各棟に1名の棟連絡員を置くことができる。
- 2. 棟連絡員は会員と役員会との相互の必要事項の伝達を行い、又、会費の徴収にあたる。
- 3. 棟連絡員は各棟毎に選出し、その任期は各棟毎に定める。

第15条（専門部）

- 1. 本会に必要な応じて文化、体育、環境、防災・防犯の活動を専門に行う部を置く。
- 2. 専門部の部長、副部長は役員会において選出し、部員は全員が自主的に参加して、その運営にあたる。

第16条（委員会）

必要な応じて、各委員会を設置することが出来る。

第17条（顧問・相談役）

- 1. 本会は役員会の同意を得て、会長が委嘱し顧問・相談役を置くことができる。
- 2. 顧問・相談役は会長の諮問に応じ、要請があれば役員会等に出席することができる。

第18条（会計、会費）

- 1. 本会の経費は、会費及びその他の収入をもってあてる。
- 2. 会費は月200円とする。その徴収は4ヶ月毎に行う。
- 3. 納入された会費は返却しない。
- 4. 会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。
- 5. 会計監査は、年度末及び必要と認めたとき行い、総会に報告する。

付 則

第 19 条 本会則は、昭和 61 年 4 月 20 日より施行する。

昭和 63 年 4 月 一部改正

平成 14 年 4 月 一部改正

平成 16 年 4 月 一部改正

平成 18 年 4 月 一部改正

平成 20 年 4 月 一部改正

平成 27 年 4 月 一部改正

平成 29 年 4 月 一部改正

平成 30 年 4 月 一部改正

令和 2 年 4 月 一部改正

令和 4 年 4 月 一部改正

第 1 条 事務所の住所

第 13 条に第 2 項を追加

第 14 条第 1 項修正

第 16 条（委員会）を挿入

第 18 条 削除

第 12 条 事務局員の人数

第 15 条 第 1 項修正

第 15 条 第 1 項修正

第 12 条 一部修正

第 17 条 顧問・相談役追加

第 18 条 新設

第 12 条 役員構成人数および副会長権限

第 15 条 専門部の設置要件

第 18 条 会費を徴収する月数

第 12 条 副会長の人数

第 9 条 一部修正